

1 支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 「やまぐち移住就業支援事業・マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業」に関する報告及び立入調査について、山口県及び周防大島町から求められた場合にはそれに応じます。
- 2 以下の場合には、「やまぐち移住就業支援事業・マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業」実施要領及び「周防大島町地方就職学生支援金実施要綱」に基づき、支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合：全額
 - (2) 在学中に交通費を申請する場合において、申請日から1年以内に地方就職学生支援金の要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合：全額
 - (3) 在学中に交通費を申請する場合において、地方就職学生支援金の申請日から1年以内に周防大島町に転入しなかった場合：全額
 - (4) 就業開始日から1年以内に地方就職学生支援金の要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）：全額
 - (5) 申請日、転入日又は就業開始日のいずれか遅い日から3年未満に周防大島町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (6) 申請日、転入日又は就業開始日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に周防大島町以外の市区町村に転出した場合：半額

2 本支援金に係る個人情報の取扱い

山口県及び周防大島町は、「やまぐち移住就業支援事業・マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業」の実施に際して得た個人情報について、山口県及び周防大島町が定める個人情報保護に関する法律施行条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、山口県及び周防大島町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

3 居住及び勤務の状況に関する調査

- 1 居住の状況を確認するために、周防大島町職員が住民基本台帳に記載されている事項を閲覧することに同意します。
- 2 勤務の状況を確認するために、山口県及び周防大島町が勤務先から勤務状況に関する情報を取得することに同意します。